

## 障がい者マークの紹介

障がい者に関するマークには、次のようなものがあります。マークを見かけた場合は、皆様にご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。



### 障がい者のための国際シンボルマーク

国際リハビリテーション協会によって障がい者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルマークとして採択決定されたものです。※国際シンボルマークについては車いす販売店やホームセンター等で取り扱っています。

問合せ先 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

☎ 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523



### 身体障がい者標識(障がい者マーク)

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されているかたが運転する車に表示する身体障がい者標識(障がい者マーク)で、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることとなります。このマークの表示については、努力義務となっています。

問合せ先 岡崎警察署交通課 ☎ 0564-58-0110 FAX 0564-58-0110



### 聴覚障がい者シンボルマーク(国内マーク)

耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを表すのに使用します。また、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、耳の不自由な方から申し出があれば「はっきりと口元を見せて話す」「筆談をする」など必要な援助を行うという意味表示を示すのに用います。

問合せ先 特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会

☎・FAX 0568-23-4789



### ヒアリンググループマーク

「ヒアリンググループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らせ、利用を促すものです。

問合せ先 特定非営利活動法人愛知県難聴・中途失聴者協会

☎・FAX 0568-23-4789



### 聴覚障がい者用マーク

重度の聴覚障がい者が運転する車に表示するマークで、マークを表示した車への幅寄せや割り込みは禁止されます。聴覚障がい者も表示を怠ると処罰されます(ワイドミラー条件の場合)。

問合せ先 岡崎警察署交通課 ☎ 0564-58-0110 FAX 0564-58-0116



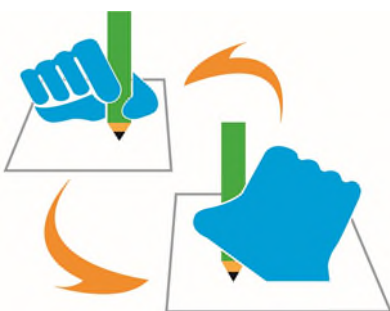
### 手話マーク

手話で対応可能な窓口等であることを知らせるためのマークです。このマークは全日本ろうあ連盟が作成しました。

役所、公共及び民間施設、交通機関の窓口、お店など手話対応できるところで広く掲示することができます。また、ろう者自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに提示することもできます。

問合せ先 一般財団法人 全日本ろうあ連盟

☎ 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445



### 筆談マーク

筆談で対応可能な窓口等であることを知らせるためのマークです。このマークは平成28年に、全日本ろうあ連盟が作成しました。役所、公共及び民間施設、交通機関の窓口、お店など手話対応できるところで広く掲示することができます。また、ろう者自身がコミュニケーションの配慮を求めるときに提示することもできます。

問合せ先 一般財団法人 全日本ろうあ連盟

☎ 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445



### 盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。このマークは手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。

問合せ先 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会

☎ 03-5291-7885 FAX 03-5291-7886



### ハート・プラスマーク

「身体の内部に障がいのある人」を表しています。内部障がい（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫、肝臓機能）は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、といったことをじっと我慢されている方がいます。このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮をお願いいたします。

問合せ先 特定非営利活動法人ハート・プラスの会

☎ 080-4824-9928 ✉ [info@heartplus.org](mailto:info@heartplus.org)



### オストメイトマーク

人工肛門、人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

問合せ先 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

☎ 03-5844-6265 FAX 03-5670-7682

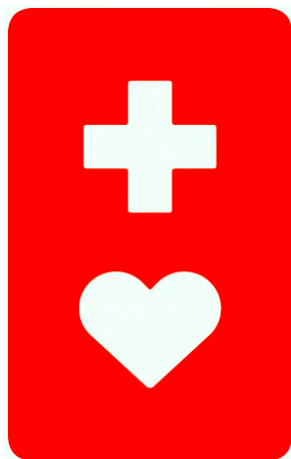


### ほじょ犬マーク／身体障がい者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)

身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障者補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークをみかけたり、補助犬を連れてくるかたを見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

問合せ先 愛知県 障がい福祉課

☎ 052-954-6697 FAX 052-954-6920



### ヘルプマーク

東京都福祉保健局が作成したマークで、内部障がいや難病、発達障がいなど外見からでは分からない方が援助や配慮を得やすくすることを目的に作成されました。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりの行動をお願いします。

問合せ先 東京都福祉局障害者施策推進部企画課社会参加推進担当

☎ 03-5320-4147

ヘルプマークの無料配布をしています。配布場所は障がい福祉課(福祉会館1階)・健康増進課(げんき館2階)・こども発達センター(欠町)です。※原則お1人1枚です。

問合せ先 障がい福祉課 障がい1係

☎ 0564-23-6867 FAX 0564-25-7650